

令和4年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに転入者の定住促進、住宅建築の促進による消費需要の拡大並びに景気浮揚による寒河江市の活性化を図るため、寒河江市内（以下「市内」という。）に定住する者が住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅の増改築工事若しくは修繕工事を行う際の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世代 平成19年4月2日以降に出生した子がいる世帯又は子の出産の予定がある女性がいる世帯で、当該子の父親又は母親である者をいう。
- (2) 県内からの定住者 市内に定住しようとする者で1年以上連続して県内に住所を有する者又は令和3年4月1日以降に市内に転入した者で転入前1年以上連続して県内に住所を有する者（単身世帯を除く。）をいう。
- (3) 県外からの定住者 市内に定住しようとする者で1年以上連続して県外に住所を有する者、令和3年4月1日以降に市内若しくは県内に転入した者で転入前1年以上連続して県外に住所を有する者又

は令和3年4月1日以降に市内に転入した者で市内転入前1年未満連続して県内に住所を有し、かつ、県内転入前1年以上連続して県外に住所を有する者（単身世帯を除く。）をいう。

(4) 住宅 市内に存する住宅で自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。

(5) リフォーム等工事 別表第1に定めるところにより付した点数の合計が10点以上（補助金の交付の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）が1戸当たり50万円未満の場合は、5点以上）となる工事であって、次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 住宅の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

イ 住宅を増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）

(6) 新築工事等 単身世帯を除く市内在住者、県内からの定住者及び県外からの定住者が行う住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅のリフォーム等工事をいう。

(7) 契約 新築工事等に係る工事請負契約又は売買契約をいう。

(8) 工事の着手 住宅新築工事における住宅に係る基礎の掘削工事に着手した時点及びリフォーム等工事における工事を開始した時点をいう。

(9) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

(10) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本

店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 子育て世代支援タイプ

ア 子育て世代で、令和4年4月1日以降に住宅新築工事を行う市内在住の者又は建売住宅若しくは中古住宅を購入する市内在住の者

イ 工事事業者等と契約を締結する全員に市税等の滞納がない者

(2) 子育て世代定住者支援タイプ

ア 子育て世代で、県内からの定住者又は県外からの定住者

イ 令和4年4月1日以降に、工事業者等と新築工事等の契約を締結する者

ウ 転入前の市町村において、工事業者等と契約を締結する全員に市税等の滞納がない者

(3) 定住者支援タイプ

ア 県内からの定住者又は県外からの定住者

イ 前号イ及びウの条件を満たす者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金の交付は行わないものとする。

(1) 新築工事等に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に契約、工事の着手、引渡し、住所の異動、又は費用の支払いを行った者

(2) 寒河江市住宅建築推進事業補助金、寒河江市木造住宅耐震改修事業補助金、山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金、地

域型住宅グリーン化事業補助金、こどもみらい住宅支援事業、その他子育て定住住宅建築事業補助金と併用することができない補助金等の交付申請を同一年度に行う者

(補助対象条件)

第4条 補助対象となる条件は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 子育て世代支援タイプ

ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある戸建住宅を新築し、又は同一規模の建売住宅を購入すること。

イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築し、又は同一規模の建売住宅を購入すること。

ウ 市内の中古住宅を購入すること。

(2) 子育て世代定住者支援タイプ及び定住者支援タイプ補助対象者

ア 前号に掲げる条件のいずれかを満たすこと。

イ 定住予定の既存住宅のリフォーム等工事を行うこと。ただし、県内業者と契約を結ぶものであること。

2 補助対象者のうち別表第2に規定する加算を受ける者は、平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯又は子の出産の予定がある女性がいる世帯で、当該子の人数が2人以上の世帯とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象工事費及び購入費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 補助対象工事費及び購入費は、土地購入費を含まないものとする。

4 補助金の額の算定に当たっては、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書は、当該申請に該当する新築工事等の契約を行う前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅新築工事及びリフォーム等工事の場合は、建築工事見積書等の写し
- (2) 建売住宅購入の場合は、建売住宅売買見積書等の写し
- (3) 中古住宅購入の場合は、中古住宅売買見積書等の写し
- (4) 着工前写真
- (5) 居住予定者の住民票謄本(続柄記載のもの)
- (6) 契約予定者全員の令和3年度分(令和4年4月から6月までに申請する場合は令和2年度分)の納税証明書
- (7) 位置図
- (8) 平面図等
- (9) 母子健康手帳(子育て世代で子の出産の予定がある女性がいる場合のみ)
- (10) 住宅建築補助に関するアンケート
- (11) リフォーム等工事を実施する場合は、令和4年度工事基準点算出表(様式第2号)
- (12) リフォーム等工事に県産木材を使用する場合は、令和4年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書(様式第3号)

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の内容の変更又は取下げについて承認を受けようとする者は、令和4年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 第3条第1項に掲げる区分の変更に伴う補助金の額の変更

(2) 第4条第1項第1号ア又はイに係る延べ床面積の変更

(3) 第4条第2項に規定する加算を受ける者に該当することに伴う補助金の額の変更

(工事完了報告)

第8条 補助事業等実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市子育て定住住宅建築事業工事完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、新築工事等の引渡し等が完了した日から20日を経過した日又は令和5年2月10日のいずれか早い日までに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住宅新築工事及び建売住宅を購入した場合

ア 引渡確認書（様式第6号）

イ 完成住宅全景写真

ウ 転居後又は転入後の住民票謄本（続柄記載のもの）

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項の

規定による検査済証の写し

オ 建築工事請負契約書の写し又は建売住宅売買契約書の写し

カ 建築工事請負契約書又は建売住宅売買契約書の変更があった場合はその写し

キ 補助対象工事費又は購入費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

ク 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(2) 中古住宅を購入した場合

ア 引渡確認書（様式第6号）

イ 中古住宅全景写真

ウ 転居後又は転入後の住民票謄本（続柄記載のもの）

エ 中古住宅売買契約書の写し

オ 中古住宅売買契約書の変更があった場合はその写し

カ 購入費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

キ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(3) 既存住宅のリフォーム等工事をした場合

ア 既存住宅の建築工事の施工写真（工事中及び工事完了後）

イ 転居後又は転入後の住民票謄本（続柄記載のもの）

ウ 建築工事請負契約書の写し

エ 建築工事請負契約書の変更があった場合はその写し

オ 補助対象工事費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

カ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

キ 県産木材を使用した工事に該当する場合は、住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第3号）

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。